

# 緊急消防援助隊の要請

## 【緊急消防援助隊】

- ・阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月に発足。
- ・被災地の市長村長が都道府県知事に緊急消防援助隊の要請を電話で行い、都道府県知事は同要請を消防庁長官に電話で行う。
- ・応援出動した消防機関の職員は応援を受けた市町村長の指揮下の下に行動する。  
※指揮の権限を消防長に委任することが可能。
- ・消防法第45条に基づき総務大臣が編成および施設の整備等に係る基本的事項に関する計画(基本計画)を策定する。
- ・市町村等に所属する各消防隊の内、緊急消防援助隊として編成される隊については基本計画に沿って、都道府県知事または市町村長からの申請に基づき、消防庁長官が登録する。

## 【消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示】

- ・消防庁長官は地震・台風・水火災等の非常事態が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ必要と認める時は、被災地以外の都道府県知事に対し、被災地の市町村へ緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示を行う。
- ・消防庁長官は被災地の都道府県知事の要請を待ついとまがない場合に、要請を待たないで、被災地以外の都道府県知事に対し、被災地の市町村へ緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示を行う。
- ・消防庁長官は人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に応援措置を求める必要がある場合には、直接被災地以外の市町村長に被災地の市町村へ緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示を行う。

## 【消防庁長官の求めと指示の違い】

### 求め

- ・応援側の地方公共団体はこれに応じるか否かについて自主性が尊重される。
- ・活動費は受援市町村が負担

### 指示

- ・著しい地震災害・その他の大規模な災害又はNBC災害等の特殊災害において、特例的に国は消防力を投入する責任を負うため、「求め」よりも強い関与となる指示を行うことができる。
- ・国は指示を受けた地方公共団体に緊急消防援助隊を被災地に出動させる法的拘力がある。
- ・首都直下型地震アクションプラン・南海トラフ地震Ⅱ・(暫定版)東海地震Ⅱの適用の場合、NBC災害、その他大規模災害(基準なし)
- ・東日本大震災・平成30年7月豪雨・令和元年東日本台風・令和2年7月豪雨・令和3年7月静岡県熱海市土石流災害・令和6年能登半島地震で適用
- ・活動費は国費で負担

## 【地震時の迅速出動】

- ・大規模地震に被災地からの応援要請を待たずとも緊急消防援助隊の統合機動部隊が迅速に出動する。
- ・最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が発生した場合  
※アクションプランを適用する場合と地震の震央が海域の場合を除く

# 緊急消防援助隊の要請

## 【特別な出動計画】

①以下の地震が発生した場合、既存の緊急消防援助隊だけでは消防力が不足するため、当該地震ごとにアクションプランが定められている。

(1)首都直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン

(2)(暫定版)東海地震 //

(3)南海トラフ地震 //

②NBC災害における緊急消防援助隊運用計画

- ・消防庁長官が都道府県知事を経由せず、市町村長へ出動を指示する。
- ・応援都道府県は定めず、単独消防本部で編成されたNBC災害即応部隊が指示を受けてから30分以内に出動する。
- ・集結場所は通過し、安全が確保された場所かつ迅速に活動へ移行できる場所を進出拠点に選定する

## 【活動に要する経費の国庫負担】

- ・消防庁長官の指示により活動にかかる費用は国が負担する。

①隊員の特殊勤務手当・時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当

②旅費(鉄道賃・航空賃等・日当・宿泊費・食卓料)

③緊急消防援助隊の施設(消防用自動車・ヘリコプター・消防艇・資機材等)に係る修繕料および役務費

④施設が滅失した場合の代替品の購入費

⑤燃料費

⑥消耗品費

⑦賃借料

⑧その他の物件費



# 緊急消防援助隊の要請

## 【緊急消防援助隊】

- ・阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月に発足。
- ・被災地の市長村長が都道府県知事に緊急消防援助隊の要請を電話で行い、都道府県知事は同要請を消防庁長官に電話で行う。
- ・応援出動した消防機関の職員は応援を受けた市町村長の指揮下の下に行動する。  
※指揮の権限を消防長に委任することが可能。
- ・消防法第45条に基づき総務大臣が編成および施設の整備等に係る基本的事項に関する計画(基本計画)を策定する。
- ・市町村等に所属する各消防隊の内、緊急消防援助隊として編成される隊については基本計画に沿って、都道府県知事または市町村長からの申請に基づき、消防庁長官が登録する。

## 【消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示】

- ・消防庁長官は地震・台風・水火災等の非常事態が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ必要と認める時は、被災地以外の都道府県知事に対し、被災地の市町村へ緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示を行う。
- ・消防庁長官は被災地の都道府県知事の要請を待ついとまがない場合に、要請を待たないで、被災地以外の都道府県知事に対し、被災地の市町村へ緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示を行う。
- ・消防庁長官は人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に応援措置を求める必要がある場合には、直接被災地以外の市町村長に被災地の市町村へ緊急消防援助隊の出動の求めまたは指示を行う。

## 【消防庁長官の求めと指示の違い】

### 求め

- ・応援側の地方公共団体はこれに応じるか否かについて自主性が尊重される。
- ・活動費は受援市町村が負担

### 指示

- ・著しい地震災害・その他の大規模な災害又はNBC災害等の特殊災害において、特例的に国は消防力を投入する責任を負うため、「求め」よりも強い関与となる指示を行うことができる。
- ・国は指示を受けた地方公共団体に緊急消防援助隊を被災地に出動させる法的拘力がある。
- ・首都直下型地震アクションプラン・南海トラフ地震Ⅱ・(暫定版)東海地震Ⅱの適用の場合、NBC災害、その他大規模災害(基準なし)
- ・東日本大震災・平成30年7月豪雨・令和元年東日本台風・令和2年7月豪雨・令和3年7月静岡県熱海市土石流災害・令和6年能登半島地震で適用
- ・活動費は国費で負担

## 【地震時の迅速出動】

- ・大規模地震に被災地からの応援要請を待たずとも緊急消防援助隊の統合機動部隊が迅速に出動する。
- ・最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が発生した場合  
※アクションプランを適用する場合と地震の震央が海域の場合を除く

# 緊急消防援助隊の要請

## 【特別な出動計画】

- ①以下の地震が発生した場合、既存の緊急消防援助隊だけでは消防力が不足するため、当該地震ごとにアクションプランが定められている。
  - (1)首都直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン
  - (2)(暫定版)東海地震 〃
  - (3)南海トラフ地震 〃
- ②NBC災害における緊急消防援助隊運用計画
  - ・消防庁長官が都道府県知事を経由せず、市町村長へ出動を指示する。
  - ・応援都道府県は定めず、単独消防本部で編成されたNBC災害即応部隊が指示を受けてから30分以内に出動する。
  - ・集結場所は通過し、安全が確保された場所かつ迅速に活動へ移行できる場所を進出拠点に選定する

## 【活動に要する経費の国庫負担】

- ・消防庁長官の指示により活動にかかる費用は国が負担する。
- ①隊員の特殊勤務手当・時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当
  - ②旅費(鉄道賃・航空賃等・日当・宿泊費・食卓料)
  - ③緊急消防援助隊の施設(消防用自動車・ヘリコプター・消防艇・資機材等)に係る修繕料および役務費
  - ④施設が滅失した場合の代替品の購入費
  - ⑤燃料費
  - ⑥消耗品費
  - ⑦賃借料
  - ⑧その他の物件費

